

鳥取県森林環境保全税のあり方検討会の趣旨と進め方について

1 趣旨

鳥取県では、県民共通の財産である森林を「県民全体」で守り育てていく取り組みの一環として、平成17年4月より「森林環境保全税」を導入し、この税を活用し、手入れ不足の人工林の整備や、放置竹林の除去、森林景観対策を実施するとともに、森林に対する県民の理解の醸成と県民参加の森づくり活動等にも取り組んできたところである。

一方、国において、平成31年4月に「森林経営管理制度」が導入され、森林の整備等に必要な財源として「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設されたことから、県税である鳥取県森林環境保全税のこれまでの事業実績及び事業成果等の検証・評価を行うとともに、森林環境譲与税の活用状況等を踏まえ、令和5年度以降の本税の存廃を含めた事業の継続や見直しの必要性について検討を行うため、学識経験者等で構成する検討会を設置する。

2 検討の進め方

次期の取組の方向性について、本検討会により検討を行うとともに、県政参画電子アンケートやパブリックコメントなどにより広く県民の皆様の意見を伺いながらとりまとめるものとする。

なお、本検討会の議事録や県政参画電子アンケート等の結果については、県のホームページ等を通じて広く一般に公開する。

3 検討スケジュール（予定）

令和4年3月28日（月）	第1回あり方検討会
5月頃	県政参画電子アンケート
6月頃	第2回あり方検討会
7月頃	パブリックコメント
9月頃	第3回あり方検討会：最終とりまとめ